

財政援助団体等監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成22年10月1日

八尾市監査委員	富永峰男
同	八百康子
同	谷沢千賀子
同	大松桂右

記

1 措置の通知

財政援助団体等監査の結果に対する措置の通知

平成22年8月31日付け八経産第56号

財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター

八尾モール株式会社

財団法人八尾市清協公社

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896 (直通)

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容
 財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター
 [文書指摘分]

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>本財団法人は、平成元年の設立以来、勤労者の福祉増進と中小企業の振興に資するため、市内中小企業の事業主、勤労者及びその家族を対象に福利厚生事業の提供を行ってきたものであり、平成20年度末での会員事業所数が226事業所、会員数が1,608人となっている。</p> <p>なお、会計処理のうち、固定資産の減価償却費計上について計算基準が不統一であったので、基準の統一に努められたい。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（平成22年3月31日）</p> <p>平成21年度決算時の固定資産の減価償却費計上の際に基準の統一化を図りました。</p>

財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容

八尾モール株式会社

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>八尾モール株式会社は、近鉄大阪線高架下店舗の賃貸事業を主として行い、高架下の周辺地域における商業集積の活性化に努められており、平成20年9月30日現在のテナントの稼動状況は店舗総数63店舗の内、60店舗の賃貸借業務を行っている。</p> <p>第34期(平成19年10月1日～平成20年9月30日)の営業成績については、空店舗が1店舗増えたため営業収益は減少し、また、役員退職などに伴う一般管理費の増加により、前期に比べ営業利益は減少したが、営業外利益もあり経常利益を計上している。</p> <p>定款は整備されており、決算諸表等は、概ね法令等に準拠して作成されていたが、「営業成績の推移」を記載した表において、従来特別損失の計上がなかったため、第34期で発生した特別損失の金額を営業外費用の欄に記載されていたので、適正な表記となるよう改められたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済 (平成21年11月25日)</p> <p>第34期(平成19年10月1日～20年9月30日)決算書について、既に株主総会において承認されており、会計年度も終了している為、第35期(平成20年10月1日～21年9月30日)の決算書の2ページ目「営業成績の推移」を記載した表において、適正な表記に改めております。</p>

財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容

財団法人八尾市清協公社

[文書指摘分]

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 し尿汲取及び手数料徴収業務について 八尾市より受託しているし尿汲取及び手数料徴収業務について、前回の監査(平成16年1月～4月実施)において指摘した内容の改善が進んでいない。八尾市の歳入であるし尿汲取手数料の取扱いが市の財務規則等諸規定に沿った事務処理となるよう過誤納還付事務や徴収対象月数の取扱い、徴収年度区分等について、市と協議のうえ早急に改善を図られたい。</p>	<p>措置状況 3. 検討中</p> <p>し尿汲取手数料の取扱いにつきましては、市の諸規定との整合性を取るべく、集金体制の再構築や公社内部の集金にかかるシステムとの関連等、諸問題の解消に向けて市の関係部局と協議中です。</p>
<p>2 契約事務について 契約に係る伺書で決裁日の記入のないもの、契約書における清協公社の所在地を寄附行為で定めている事務所の所在地でない住所を表記しているもの、契約書の契約日の記入や契約者印の押印のないものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済 (平成 22 年 4 月 1 日)</p> <p>契約事務を含む事務全般については、誤りを防ぐために複数の職員を介することでチェック機能を強化する体制を構築しました。また、担当職員を対象に研修を実施し、契約書作成等のポイントについて徹底することで、今後も適正な事務処理に努めていきます。</p>

財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容
 財団法人八尾市清協公社
 [文書指摘分]

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>3 職員厚生事業の見直しについて</p> <p>清協公社職員に対する厚生事業は、清協公社独自の互助組織（八清互助会）により多様な事業が実施されているが、その運営資金については会費収入とともに清協公社会計からの拠出金等によって賅われている。</p> <p>近年の社会情勢の中で、八尾市においては制度的に大幅な見直しが実施されており、清協公社にあっても互助組織による事業内容の見直しを含め、職員厚生事業の経費負担内容等そのあり方について早急に見直しを図られたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成22年4月1日）</p> <p>互助組織における事業内容については、平成21年12月末日限りにおいて大幅に見直しを行い、基本的に中小企業勤労者福祉サービスセンターの事業に一元化しました。また、会費についても平成22年度より中小企業勤労者福祉サービスセンターへの会費のみとし、負担割合も労使折半としました。</p>